

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定によつて、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路企画課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十一年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点	起 点	
二三九	加計停車場線	山県郡加計町加計停車場	山県郡加計町一般国道一九一号交点	
二四一	筒賀停車場線	山県郡筒賀村田之尻	山県郡加計町一般国道一九一号交点	
三〇三	上筒賀筒賀停車場線	山県郡筒賀村上筒賀	山県郡筒賀村田之尻	
		山県郡筒賀村田之尻		